

○職員の苦情の処理に関する規則

(平成 17 年 3 月 30 日青森県人事委員会規則 11-5)

人事委員会規則 11-5 (職員の苦情の処理に関する規則) をここに公布する。

職員の苦情の処理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 8 条第 1 項第 11 号の規定に基づき人事委員会が行う職員の苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会に対する苦情相談)

第 2 条 職員 (離職した職員を含む。第 4 条第 1 項において同じ。) は、人事委員会に対し、文書又は口頭により、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談 (当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。) を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

- 一 離職に関する苦情相談
- 二 地方公務員法第 28 条の 4 又は第 28 条の 5 の規定に基づく採用に関する苦情相談

(職員相談員)

第 3 条 人事委員会は、前条の規定による苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうちから、職員相談員を指名するものとする。

(事案の処理)

第 4 条 職員相談員は、苦情相談を行った職員 (以下「相談者」という。) に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あつせんその他の必要な措置を行うものとする。

- 2 人事委員会は、相談者が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、人事委員会規則 11-0（職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則）第 3 条第 1 項の規定による受理、人事委員会規則 11-1（不利益処分についての審査請求に関する規則）第 6 条第 1 項の規定による受理又は地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 51 条第 1 項又は第 2 項の規定により審査請求がなされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第 5 条 職員相談員は、相談者、任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

（記録の作成等）

第 6 条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第 7 条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、相談者の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第 8 条 任命権者は、苦情相談を行ったこと、職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（人事委員会及び各任命権者の協力）

第 9 条 人事委員会及び各任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（雑則）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、職員の苦情の処理に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(解釈・運用)

第2条関係

「勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談」とは、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の相談をいい、職場の人間関係及び職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の相談が含まれる。

第7条関係

「その他の苦情相談に係る事務に従事する職員」には、職員相談員が助言、指導、あっせんその他の措置又は照会その他の調査を行う場合において、当該措置等を通じて相談者等に関する秘密を職務上知ることのできた各任命権者の職員が含まれる。

第8条関係

「不利益」には、職員が同僚等から受ける誹謗、中傷等が含まれる。